

白井市除染実施計画（新旧対照表）

下線部分は変更部分

変 更 後 <第3版>		現 行 (変更前) <第2版>	
P 1 6		P 1 6	
4. 除染等措置の実施者		4. 除染等措置の実施者	
除染実施施設	実施者	除染実施施設	実施者
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>市道・県道・県管理国道 (通学路)</u>	<u>市・県</u>	<u>市道 (通学路)</u>	<u>市</u>
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>国・県・他自治体が管理する施設 (県道及び県管理国道の通学路を除く) ※1</u>	国・県・他自治体	<u>国・県・他自治体が管理する施設 ※1</u>	国・県・他自治体
<p>※1 <u>国・県・他自治体が管理する施設 (県道及び県管理国道の通学路を除く)</u> については、今後、国・県・他自治体と協議し具体的な除染対象や除染方法を決定します。</p> <p>なお、上記以外で・・・ (略)</p>		<p>※1 <u>国・県・他自治体が管理する施設</u>については、今後、国・県・他自治体と協議し具体的な除染対象や除染方法を決定します。</p> <p>なお、上記以外で・・・ (略)</p>	

P 1 7

6. 除染等の措置の着手及び完了予定時期

除染実施施設	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
(略)	(略)	(略)	(略)
文化センター(図書館、芝生広場) スポーツ施設(野球場、陸上競技場) 保健福祉センター・子ども発達センター 地区センターの公民館・児童館(児童ルーム) 福祉センター(青少年女性センター) <u>市道・県道・県管理国道(通学路)</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>国・県・他自治体・独立行政法人が管理する施設(県道及び県管理国道の通学路を除く)</u>	(略)	(略)	(略)

P 1 7

6. 除染等の措置の着手及び完了予定時期

除染実施施設	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
(略)	(略)	(略)	(略)
文化センター(図書館、芝生広場) スポーツ施設(野球場、陸上競技場) 保健福祉センター・子ども発達センター 地区センターの公民館・児童館(児童ルーム) 福祉センター(青少年女性センター) <u>市道(通学路)</u>	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>国・県・他自治体・独立行政法人が管理する施設</u>	(略)	(略)	(略)

P 2 1 ・ 2 2

表 5 除染実施区域別の除染等の措置

除染対象	除染等の措置内容	具体的な除染措置内容		
		平成 23 年度の措置	平成 24 年度の措置	平成 25 年度の措置
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>市道・県道・ 県管理国道 (通学路)</u>	歩道の洗浄・除草 側溝・集水枡の 清掃・洗浄・汚 泥の除去・泥等 の掻き出し 落ち葉の除去 法面の除草 枝葉の剪定	側溝・集水 枡の清 掃・洗浄・ 汚泥の除 去・泥等の 掻き出し 一線量の 高い場所	歩道の洗浄・除草 側溝・集水枡の清 掃・洗浄・汚泥の 除去・泥等の掻き 出し 落ち葉の除去 法面の除草 枝葉の剪定	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>国・県・他自 治体・独立行 政法人が管 理する施設 (県道及び 県管理国道 の通学路を 除く)</u>	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

P 2 1 ・ 2 2

表 5 除染実施区域別の除染等の措置

除染対象	除染等の措置内容	具体的な除染措置内容		
		平成 23 年度の措置	平成 24 年度の措置	平成 25 年度の措置
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<u>市道 (通学 路)</u>	歩道の洗浄・除 草 側溝・集水枡の 清掃・洗浄 落ち葉の除去 法面の除草 枝葉の剪定	側溝・集 水枡の清 掃・洗浄 一線量の 高い場所	歩道の洗浄・除草 側溝・集水枡の清掃・ 洗浄 落ち葉の除去 法面の除草 枝葉の剪定	
(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>国・県・他 自治体・独 立行政法人 が管理する 施設</u>	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

P 2 3

8. 除染等の措置に伴う除去土壌等の対処

除染等の措置に伴い発生する除去土壌等について、その処分が可能となるまでの間は、除染関係ガイドラインに沿い、除染等の措置を実施した敷地（施設）内において以下の対処方法により現場保管することを基本とします。

現場保管された除去土壌は、その処分が可能となった時点で市が早急に搬出します。

■除去土壌等の保管の対処方法

①現場保管の場所は次のとおり。

- ・保育園・幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化センター（図書館、芝生広場） スポーツ施設（野球場、陸上競技場） 保健福祉センター 子ども発達センター 各センターの公民館・児童館（児童ルーム） 福祉センター（青少年女性センター）は、敷地内において保管します。
- ・住宅、宅地、事業所、山林、私道などの民間所有地は、敷地内において保管をお願いします。安全な管理方法は、「放射線量低減対策マニュアル」で示します。
- ・市道の路肩・側溝などの除染では、除去土壌等を現場保管する場所がないことから、白井市役所庁用車庫において仮置き保管します。

・県道及び県管理国道の路肩・側溝などの除染で発生した除去土壌は、除染実施者が仮置き保管場所を用意して保管を行い、処分が可能となった時点で除染実施者が搬出します。

（上記を加文）

②（略）

③（略）

（以上）

P 2 3

8. 除染等の措置に伴う除去土壌等の対処

除染等の措置に伴い発生する除去土壌等について、その処分が可能となるまでの間は、除染関係ガイドラインに沿い、除染等の措置を実施した敷地（施設）内において以下の対処方法により現場保管することを基本とします。

現場保管された除去土壌は、その処分が可能となった時点で市が早急に搬出します。

■除去土壌等の保管の対処方法

①現場保管の場所は次のとおり。

- ・保育園・幼稚園 小・中学校 公園 子どもの遊び場 文化センター（図書館、芝生広場） スポーツ施設（野球場、陸上競技場） 保健福祉センター 子ども発達センター 各センターの公民館・児童館（児童ルーム） 福祉センター（青少年女性センター）は、敷地内において保管します。
- ・住宅、宅地、事業所、山林、私道などの民間所有地は、敷地内において保管をお願いします。安全な管理方法は、「放射線量低減対策マニュアル」で示します。
- ・市道の路肩・側溝などの除染では、除去土壌等を現場保管する場所がないことから、白井市役所庁用車庫において仮置き保管します。

②（略）

③（略）

（以上）